

全国一般福岡地方本部ニュース

発行日

2015年10月16日

地本第56回定期大会を開催！

2016年運動方針

組織拡大、争議分会の闘いの前進
ストライキ権確立等を満場一致で承認



全国一般福岡地本は、9月20日、福岡県中小企業振興センターにおいて第56回定期大会を開催し、執行部、代議員、来賓81名が参加した。大会では、春闘、組織拡大、争議分会の支援体制、安保関連法の廃止など平和と民主主義の闘い等の2016年度運動方針が提起された。質疑では、不当解雇を撤回し職場復帰を勝ち取った分

会、争議分会、新規加盟分会など多くの発言、支援要請があった。新たに福岡地本に加盟するユニオン北九州本村委員長からも力強い連帯の挨拶があった。大会は、ストライキ権の確立、濱田薫執行委員の選出、規約改正、全労協全国一般との共闘関係の構築、支部・分会支援体制強化のための予算、物販・カンパの取り組みなどが承認された。

コミュニティーユニオン 全国交流会を開催！



9月26日～27日にかけて、愛知県刈谷市「刈谷市産業センター」で第27回コミュニティー・ユニオン全国交流会inあいちが開催された。会場は、合同労組、ユニオン、全国一般など、全国から76組合、400名以上の組合員が結集して2日間にわたって熱心に討論、

交流が行われた。議事、内容としては、全国各地の数多くの闘いや組織化の実例、中谷雄二弁護士、大内裕和中京大教授からの労働者、学生が置かれている現状・実態と労働者の闘うべき方向性など真理と確信をつく講演、そして分科会での白熱した討議など、極めて有意義な交流が行われた。来年の開催地は広島、再来年は福岡と決まった。

秋季年末闘争方針

年末一時金基準内賃金の3ヵ月以上、
または75万円以上の獲得を勝ち取ろう！

(1) 安倍政権の大企業優先・労働者犠牲の雇用労働の規制緩和を阻止しよう！

安倍政権は第189通常国会で労働者派遣法、労働基準法の改悪案を提出し、労働者派遣法は9月9日の参議院本会議で自民・公明党両党の強行採決で可決、9月11日に成立した。

改悪派遣法の廃止に向けた、連合・自治労の運動に積極的に参加し闘っていく。

さらに、この2法案の改悪に留まらず、安倍政権は「解雇の金銭解決」制度も導入しようとしている。「解雇の金銭解決」制度が導入されれば経営者に自由に解雇できる権利を認めることになる。したがって、際限なく労働者の権利を奪うことになりかねず、断固反対の運動を強化していく。

(2) 戦争法を廃止し、憲法改悪に断固反対の取り組みの強化を！

雇用労働の規制緩和と平和を守る運動は、表裏一体の関係にある。安倍政権の狙いは集団的自衛権を行使する安全保障法案を世論の高まる批判に抗して成立させ、次に「憲法改正」が狙いにあることは明らかである。

また、政府は今年7月に2030年度の電源構成で、原発を約2割と定め再稼働の環境づくりを進めてきた。原子力規制委員会を隠れ蓑に新規規制基準に適合するとし、九州電力川内原発1号機、関西電力高浜原発3・4号機、四国電力伊方原発3号機の再稼働を容認してきた。川内原発1号機は8月11日再稼働を強行した。しかし、高浜原発は、福井地裁が再稼働を禁止する仮処分を出し、再稼働への世論の批判も高まっている。原発の再稼働や沖縄の米軍普天間基地の辺野古移設にも断固反対し、取り組んでいくことも重

要な課題である。

全国一般は憲法を否定する安倍政権の暴走に断固反対し、平和と民主主義を守り拡充する闘いに全力をあげて取り組んでいく。

(3) 秋季年末闘争の重点課題

① 雇用と権利を守る闘い

雇用と権利を守る闘いは労働組合の生命線であり、倒産・閉鎖、解雇などの攻撃は大衆行動を基本に、地本・支部指導による体制を強化し、必要に応じてブロックや自治労県本部からの支援強化を求めながら闘争体制を確立していく。

親会社・取引先、金融機関の動向、さらに経営側の役員構成を含めた情報を収集・分析し、組織の強化・拡大に向けた点検と活動の強化を進めていく。

職場点検活動を強化し、経営内容の情報開示、合理化や労働債権確保に関する労働協約・同意約款協定の点検と協定化を重点課題として取り組んでいく。

② 年末一時金闘争

2015春闘は昨年実績を上回る賃金引き上げを獲得したとはいえ、物価上昇のもとで実質賃金は低下し、規模間格差も拡大し生活はますます厳しくなっている。年収に占める一時金の比重が高まっており、生活の維持・向上と格差是正に向けて、すべての職場で要求を組織し闘う。

月例賃金以上に一時金の規模間格差は大きく、中小の一時金の水準は大企業の5割を下回っている。生活できる年収確保をめざして一時金闘争を闘っていく。

総額人件費を抑制し、労働者の分断と格差を助長する成果主義・業績連動型一時金の導入に断固反対し、一時金は生活給であり、賃金の後払いとの原則のもと、要求獲得の闘いを進める。

具体的な要求と闘争日程

(1) 年末一時金闘争の戦術と日程

年末一時金の要求基準と闘争戦術日程は以下の通りとする。

短期集中でのたたかいであり、スト権の確立など早めの体制づくりを進めていく。同時に、大衆討議・大衆闘争を基本に組合員が積極的に闘争に参加する取り組みを進めていく。

◎要求基準

年末一時金要求
基準内賃金の3ヵ月以上（年間6ヵ月以上）
または75万円以上

◎年末闘争日程

統一要求日	11月5日（木）
統一回答指定日	11月12日（木）
支給日	12月上旬
闘いのヤマ場	11月中・下旬を軸に地本・支部単位で設定

筑豊支部第32回定期大会を開催！

サクラ物流完全勝利判決勝ち取る！



10月2日、直方市労働会館で筑豊支部第32回定期大会が開催された。この日は、全国一般筑豊支部サクラ物流分会吉木分会長の地位確認、残業代請求訴訟の判決言い渡し日でもあった。労働基準法違反の残業代請求と会社の不当解雇に対して長年闘ってきた吉木分会長、完全勝利判決本当におめで

どう。地裁の判決は、会社の解雇は無効で吉木分会長の地位確認と賃金28万円の支払いを認め、さらに、残業代340万円、付加金320万円の支払いについても認めるという完全勝利判決だ。支援して頂いてきた組合員と地域の仲間、そして、市川弁護士に心から感謝する。この判決を踏まえ、闘いを強化・集中し早期解決を闘い取ろう。

大会は、吉木分会長の勝利判決を喜び合うとともに、争議分会の早期解決と組織の強化・拡大、来年の参議院選挙での江崎孝の勝利、戦争法の廃止などの運動方針を意思統一した。

日本郵便オフィスサポート分会、ソレイユ保育園分会の勝利解決交流会を開催！



闘争を闘い、配転の撤回と賃下げの撤回をさせ9月から小倉北区の

9月19日、勝利解決した2名の女性組合員の祝う会が北九州市内で開催された。日本郵便オフィスサービスの契約社員で働く松本さんは、会社の不当配転と2万円の賃下げに対し、全国一般に個人加盟して、団体交渉や元の職場での就労

元の職場（法務局）で働いている。ソレイユ保育園で働く岩崎さんは、昨年9月に会社が保育園から介護施設への不当配転を行ってきたのに対し、職場で抗議集会などを行うとともに、県労委に不当労働行為の申し立てを行い、その辞令を撤回させた。二人は、「労働組合に入り組合の大切さが初めてわかった」、「ともに闘える仲間巡りに会えてうれしい」と語っていた。すべての争議分会は、勝利解決を目指して頑張り抜こう。

新生物流分会のストへ支援行動！



10月8日、全国一般ユニオン北九州新生物流サービス分会（北九州市八幡西区）がストライキを決定し、その支援行動に駆けつけた。会社は、組合員Sさんが休憩時間中にyoutubeを見ていたという理由で、「乗務停止・再教育」を言い渡したのだ。しか

も、乗務停止の期限はなく、9月15日以降際限なく続いている。10月に入り、組合員3名はストライキを通告、会社側弁護士は、あまりにも理不尽な処分であることから、乗務停止処分は撤回したものの、次に無期限の自宅待機命令を出してきた。今、労働者を会社に服従させる手法として、とんでもない理由でも従業員を処分する悪質な企業が多くなっている。その背景には、悪徳社労士や弁護士がいる。午前中、3名の組合員は見事にストライキを貫徹した。ストライキ中、会社の女性従業員が、ストライキ参加者の中に訪ねてきて、「私も会社に対する不満は溜まりに溜まっています」と労働組合にその場で加盟した。このようなことは初めてだ。ストライキは、働く者に会社に対して共に闘う連帯感や共感が強く伝わるのだろう。引き続き、午後は全国一般ユニオン北九州大成運輸分会組合員2名に対する不当処分撤回の申し入れ行動を行った。会社は、運転中に携帯電話を使用した運転手14名（組合員は2名）に対して、「無期限に乗務員職を解く」という処分を行っている。非組合員の多くは、車を下され賃金15万では生活ができないと次々に退職している。運転中の携帯電話は事故につながる危険な行為ではあることは言うまでもないが、初回の処分でも運転手をさせないというのは度を越す処分であり、社内の管理者の処分と比較しても公平性のかげらもない。組合は、全処分者と全従業員の共闘を呼びかけている。